

～人権施策推進計画策定に向けて～

# 米原市人権施策基本方針(改訂版) を策定しました



お問い合わせ 総務部 人権政策課 (米原庁舎) ☎ 52-6629 ㊟ 52-4539

市では平成24年度に実施した人権意識調査の結果を踏まえ、平成21年に策定した「米原市人権施策基本方針」の見直しを行いました。

この基本方針は、人権行政の推進に対する市の基本姿勢を明らかにするとともに、人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進するための指針となるものです。

今年2月、基本方針の改訂版を策定しましたので、その概要をご紹介します。

## 1 人権尊重の基本理念

市民参加と協働のまちづくりを進め、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、人々のさまざまな個性や違いを超えて、多様な主体が共生できる地域社会の実現を目指します。



## 2 人権意識の高揚を 図るための施策

人権問題を直感的にとらえる感性や、日常生活で人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚・意識を十分に付けることができるよう、市人権教育推進協議会の取組をはじめ、あらゆる場で「人権教育」と「人権啓発」を推進します。

### (1) 人権教育の推進

- ① 就学前教育
- ② 学校教育
- ③ 社会教育
- ④ 家庭教育

### (2) 人権啓発の推進

- ① 市民啓発
- ② 企業啓発
- ③ 行政職員研修
- ④ 啓発教材の活用

## 3 人権問題における 分野ごとの施策

### (1) 同和問題

啓発活動の推進、同和教育の推進、地域総合センターの活用と今後の在り方、えせ同和行為の排除

### (2) 子どもの人権

子どもの人権を守るための啓発、就学前保育・教育、いじめや虐待防止等への取組の推進、子育て支援サービスの充実

### (3) 女性の人権

男女平等の意識づくり、男女平等のための教育・学習、男女平等の社会づくり、女性に対するあらゆる暴力の根絶



### (4) 高齢者の人権

安心ネットワークの構築、認知症高齢者対策の充実、地域包括ケア対策の充実、高齢者の生きがい活動・社会参加の促進、だれもが暮らしやすいまちづくり

### (5) 障がい者の人権

障がいと障がいのある人への理解促進、社会参加の支援と雇用・就業の促進、保健・医療と生活支援の充実、安心して暮らせるまちづくり

### (6) 外国人の人権

外国籍市民への生活支援、ボランティア等の育成、多文化共生意識の醸成

### (7) 生活困難者の人権

生活保護受給者の自立支援、生活困窮者の自立支援、生活困窮者の自立支援に向けた庁内外の相談体制の確立

### (8) 労働者の人権

相談体制の充実、労働に関する啓発、学校教育での充実強化

### (9) その他さまざまな人権

HIV感染者等に対する啓発、刑余者の人権、インターネット等による人権侵害等、新たな人権問題の特質や状況に応じた施策の検討

## 4 その他人権施策を推進

### ① 推進体制の充実 するために必要なこと

本方針を有効性あるものにするため、市の推進組織である「米原市人権尊重のまちづくり推進本部」を中心に、人権施策の総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、国や県、近隣市などの行政機関と密接な連携を図りながら、相互に協力します。

### ② 人権擁護の推進

相談窓口の充実と周知に努めるとともに、人権侵害による被害者救済の対応充実と強化に積極的に取り組めます。

### ③ 推進計画の策定 および基本方針の見直し

社会情勢の変化や本市の人権施策の推進状況等を十分考慮し、基本方針の見直しを行うとともに、すべての人権分野における実態把握（実態調査）の

実施に努め、施策の具体的な実施を示した推進計画の策定に努めます。

### 推進計画を策定し 進行管理に努めます

市では、一人ひとりの基本的な人権が尊重され、人が輝く住みよいまちの実現をめざして「米原市人権尊重のまちづくり条例」を施行しています。

## 改訂版の策定に携わって…

審議会では、米原市人権施策基本方針の改訂版の策定に向けて4回の審議を行い、人権施策基本方針の見直しについて答申をしました。

雇用形態が多様化する中、非正規雇用等による生活困難者の問題や労働者の人権が社会全体の課題となっており、効果的な支援や体制づくり

が求められていることから、今回の改訂版には、新たに「生活困難者の人権」と「労働者の人権」を取り入れました。

また、近年、人権課題も多様化・複雑化し、個人情報流出をはじめ、性的マイノリティーや認知症高齢者などへの人権問題など、新たな問題が生じています。これからも想定外の人権問題が発生することも予想される中、当事者の人数が少ない人権問題にも真摯に向き合い、その対応を積極的に行っていくことが、人権尊重のまちづくりの視点からは重要であると考えます。

今後審議会では、人権施策推進計画の検討を進めることとなりますが、単に課題の点検や方向付けを繰り返すだけでなく、あらゆる人権問題の理解や認識を深め、これまであまり意識されてこなかった課題の発見や確認を行うことが大切です。推進計画を策定し、進行管理を行うことで、人権意識が高まり、基本方針がより実効的なものとなるよう期待します。



▶見直しについて市長に答申

条例では、市の責務として、市が実施する教育、啓発、福祉、健康、環境、産業および雇用等のすべての分野における必要な施策を積極的に推進していくことを規定しています。

市では、人権施策基本方針に基づき、これらの施策がより実効的なものとして取り組まれるよう、人権施策推進計画（行動計画）の策定に取り組みます。これからも「差別をしない、させない、見逃さない」取組を進め、人権尊重のまちづくりに努めます。

基本方針（改訂版）の全文等の詳しい内容は、市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲米原市人権尊重のまちづくり審議会の様子